

# 福島県犯罪被害者等支援検討委員会設置要綱

## (目的)

第1条 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)を地域で支え、被害の早期回復及び軽減を図り、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪被害者等の支援のあり方等を検討するため、「福島県犯罪被害者等支援検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 犯罪被害者等の支援のあり方等に関する事項
- (2) その他、委員会が必要と定める事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員11名以内とする。

- 2 前項の委員の構成は、別表のとおりとする。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 検討会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見又は説明を聴くことができる。

## (事務局)

第6条 委員会の事務局は、福島県生活環境部男女共生課に置く。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

## 附則

この要綱は、令和3年4月7日から施行する。

別表（第3条関係）

所属団体等
学識経験者
福島県弁護士会
公益社団法人ふくしま被害者支援センター
福島県被害者等支援連絡協議会
福島県市長会
福島県町村会
福島県精神保健福祉センター
社会福祉法人福島県社会福祉協議会
教育庁（スクールソーシャルワーカー）
被害者等